

答 申 第 1 9 号  
平成 2 5 年 3 月 1 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 上 原 克 之

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 2 5 年 1 月 2 2 日付け医第 8 4 3 号で諮問のありましたこのことについては、  
下記のとおり答申します。

記

1 個人情報の収集制限（本人収集の原則）の例外に関する事項（条例第 6 条第 2 項  
第 7 号関係）

諮問された事項（別紙 1）については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必  
要なものと認められます。

2 個人情報の収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外に関する事項（条例  
第 6 条第 3 項第 3 号関係）

諮問された事項（別紙 2）については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必  
要なものと認められます。

## 収集制限（本人収集）の例外に関する事項（条例第6条第2項第7号関係）

（個別事項）

地方独立行政法人徳島県鳴門病院関係

番号	項 目	本人以外からの収集が認められる理由
1	（診療関係） 診療、健診及び保健指導を行うため、患者等に関する個人情報を受継する場合	○的確な診療、健診及び保健指導を行うためには、患者及び受診者の治療歴、家庭での生活習慣などの個人情報を受継する必要がある。 ○診療録その他の記録については、医師法及び医療法に基づく保存義務がある。
2	（相談関係） 相談、苦情、要望、陳情、通報において、その内容に個人情報が含まれているものを承継する場合	○相談、苦情、要望、陳情、通報に適切に対応するためには、本人及び本人以外の者に関する個人情報を受継する必要がある。
3	（申請・届出関係） 申請書その他の提出書類に申請者その他の者に関する個人情報が含まれているものを承継する場合	○申請書その他の提出書類に係る事務の処理に当たり、当該事務の公正かつ円滑な実施のために本人及び本人以外の者に関する個人情報を受継する必要がある。
4	（所在・身元不明関係） 所在不明等の者に関する個人情報を本人以外の者から収集したものを承継する場合	○居所不明者、身元不明者、認知症等による意思不明者のように、事務の性質上、本人から収集することができない。 ○本人の所在や身元確認のため、家族や所属団体等の本人以外の者から個人情報の収集を行ったものを承継する必要がある。
5	（職員人事関係） 職員人事を行うため、職員等に関する個人情報を承継する場合	○職員の任用、給与、服務等の人事について、適正な処理を行うためには職員及び家族に関する個人情報を受継する必要がある。 ○事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない。
6	（指導・評価関係） 看護専門学校の学生の指導、評価に関する個人情報を承継する場合	○学生の実状を把握し、適正な教育、指導、評価を行うに当たっては、学生に関する個人情報を受継する必要がある。 ○事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない。

番号	項目	本人以外からの収集が認められる理由
7	(事故処理関係) 事故の処理に当たって、事故の関係者に関する個人情報を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員及び学生が関係する事故並びに管理する施設に係る事故の処理に当たっては、事故の当事者その他の関係者に関する個人情報を承継する必要がある。</li> <li>○事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない。</li> </ul>

## 収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項第3号関係）

（個別事項）

地方独立行政法人徳島県鳴門病院関係

番号	項目	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
1	（診療関係） 診療、健診及び保健指導を行うために取得した患者等の身体等に関する個人情報を承継する場合	○的確な診療、健診及び保健指導を行うためには、患者及び受診者の身体や病歴に関する個人情報を承継する必要がある。 ○診療、健診及び保健指導に必要な患者及び受診者の個人情報を承継する中で、聴取した生活歴に思想や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれている。	○	○	○
2	（相談関係） 相談、苦情、要望、陳情、通報において提供された身体等に関する個人情報を承継する場合	○相談、苦情、要望、陳情、通報に適切に対応するためには、提供された内容の中に含まれる身体、思想及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を承継する必要がある。	○	○	○
3	（申請・届出関係） 申請書その他の提出書類に関する事務において、身体に関する個人情報を承継する場合	○申請書その他の提出書類に係る事務処理に当たっては、身体や病歴に関する個人情報を承継する必要がある。		○	
4	（職員人事関係） 職員人事を行うため、職員等の身体等に関する個人情報を承継する場合	○職員の任用、給与、服务等の人事について、適正な処理を行うためには、職員及び家族の身体や病歴及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を承継する必要がある。		○	○
5	（指導・評価関係） 看護専門学校学生の指導、評価を行うため、学生の身体等に関する個人情報を承継する場合	○学生の実状を把握し、適正な教育、指導、評価を行うに当たっては、身体、思想及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を承継する必要がある。	○	○	○
6	（事故処理関係） 事故の処理に当たって、事故の関係者の身体に関する個人情報を承継する場合	○職員及び学生が関係する事故並びに管理する施設に係る事故の処理に当たっては、事故の当事者その他の関係者の身体に関する個人情報を承継する必要がある。		○	

番号	項目	例外として収集が認められる理由	思想	身体	社会
7	(論文提出関係) 試験、授業及び研修において提出された論文や面接の中に含まれる身体等に関する個人情報を承継する場合	○試験、授業及び研修において提供された論文や作文、面接の中に含まれる本人の身体、思想及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を承継する必要がある。	○	○	○
8	(本人確認関係) 本人であること等を確認するに当たって取得した本籍に関する個人情報を承継する場合	○保有個人情報の開示に関する事務等の承継に当たっては、本人または代理人であることの確認のために提示又は提出された書類の中に、本籍に関する個人情報が含まれている。			○

### 徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年 日	内 容
第49回	平成25年 1月28日	諮問 審議
第50回	3月 1日	審議

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
上 原 克 之	徳島大学総合科学部准教授	会 長
加 渡 いづみ	四国大学短期大学部講師 消費生活アドバイザー	
小 松 君 代	四国大学経営情報学部教授	
鈴 木 亜佐美	弁護士	
古 田 修 一	徳島文理大学総合政策学部教授	会長職務代理者

(五十音順)